
種 別： 弁護報告

タイトル： 会社の計算規制と取締役の責任——日本長期信用銀行の事例から

著 者： 更田 義彦

所 収： 『上智法学論集』第 57 卷 1-2 合併号（平成 25 年 11 月）231-255 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

弁護報告

会社の計算規制と取締役の責任

——日本長期信用銀行の事例から

更田 義彦

1 はじめに一長銀事件との出会い

日本長期信用銀行（長銀）が、1998年10月23日、金融再生法36条による破たん処理の方針で公的管理を受けて倒産して以来、およそ半年、連日、捜査報道があふれ、Xデーが囁かれるころ、私は、弁護の依頼を受けてこの事件と出会い、民事・刑事の弁護を担当することになりました。

思い返しますと、2004年に上智大学法科大学院に実務家教員として着任したころには、本件刑事事件は、一審で有罪判決を受けて控訴中であり、長銀のノンバンク支援にかかる損害賠償請求事件の判決の言い渡しがあったのが、4月の開講を控えた3月25日のことでした⁽¹⁾。ノンバンク支援事件では、配当事件において償却引当て不足とされた関連ノンバンク等に対する貸出金などの支援融資について経営判断が問われました。同事件の判決では、大筋で、取締役の判断の合理性が認められましたが、私の担当した事件のうち1件だけ敗訴の憂き目にあい、仮執行宣言も付されて自宅の競売の申立てを受けたことから、本人はもとより、弁護人も極めて苦境に立たされていました（後に、高裁で和解）。

受任したころ、元頭取と私の担当する元副頭取は、経営責任者として刑事訴追必至と報道されていましたが、やましいところはなく、意気軒昂でした。バブル崩壊以来の金融機関の不良債権の処理の遅れは、知られている事実ではありましたが、横領等の刑法犯の疑いはみじんもなく、捜査当局も最終的に倒産直近の決算期の決算処理に的を絞り、厳しい捜査を連日続けていました。この苛烈な捜査の過程で、痛ましいことですが、破たん時の副頭取が自死を遂げています。

(1) 長銀ノンバンク支援事件判決（判例時報1851号21頁）

しかし、依頼者たちは、逮捕されると、特捜部の検察官の取り調べにあえなく陥落し、自白調書がうずたかくとられました。銀行の決算処理について、貸出金債権の資産評価に虚偽があるとして、証券取引法違反で逮捕勾留されましたが、商法違反と併せて取調べを受け、勾留期間の満了時に、商法違反についても起訴をされました。ただし、証券取引法における計算規制と商法における計算規制について、会計規制の違いを意識した取り調べは、見受けられません。検察官は、証券取引法違反(有価証券報告書虚偽記載)及び商法違反(違法配当)にあたるとして起訴をしたのですが、もとより、長銀の決算処理では、貸付金額についてことさら過大な簿価を付したのではなく、貸出後の債務者の資産状況等の変動によって回収不能の見込みがあるか否かが問題とされたものであります。この点、違法配当といっても、架空売り上げの計上などの意図的な粉飾決算とは様相を異にしています。

ただし、被告人3名は、刑事事件に臨む方針で当初から一致していたわけではなく、弁護士も、貸出金のうちに回収見込みがないものについて必要とされる償却引当を行っていたか否かについて確信はありませんでした。

この点、検察官の態度は、この事件の初めから最後まで、長銀は回収見込みが全くない貸出金について償却引当を怠ったと決めつけるもので、2008年4月21日の最高裁の弁論でも、最高検の公判部長は「商法は回収できない貸出金は引き当てると命じている。本件で回収可能性があったとでもいうのか」と熱弁をふるいました。

弁護人にとっては、いったい、会社の会計とは何か、資産の評価並びに記帳の基準は何か、文字どおりイロハからの取り組みでしたが、被告人が行ってきたことにはそれなりの合理的な根拠があるはずだという思いで関係者から事実関係の説明を受け、段々に確信を深めるに至ったわけです。

最終的には、最高裁は2008年7月18日判決⁽²⁾において、「資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、関連ノンバンク等に対する貸出金の資産査定に関しては、新たな基準として直ちに適用するには明確であったとはいえず、これまで「公正なる会計慣行」として行われていた税法基準の考え方によったことは違法ではない」旨判示して原判決及び第一審判決を破棄し、自判し、無罪を言い渡しました。

最高裁は、税法基準の考え方は、従来、公正なる会計慣行であったことを認め、当該年度の決算にあたり、少なくとも、関連ノンバンク等に対する貸出金

(2) 刑集62巻7号2101頁

の資産査定に関しては、税法基準によったことを違法ではないとしたものです。これによって、1997年7月31日に改正された決算経理基準は、資産査定通達等⁽³⁾によって補充されて資産査定の基準となり得るとしても、当該年度の決算当時、強行法規とはいえないとされました。

最高裁の判断の結論は、起訴当時の、私たちの言い分そのものでありましたが、将来、それが公権的な判断となろうとは、予想もできませんでした。

2 論点が整理されるまで

最高裁ではみごとに論点が絞られていますが、本件を顧みると、論点が絞られるまでに大変な労力を要しました。その主因は、訴追側の態度にあります。

(1) 捜査機関はいかなる「計算規制」を前提として、捜査・起訴を行ったのか

検察官は、当時の計算規制について、「商法の鉄則」というだけで、その根拠を示さず、また被疑者から弁明を聞こうとしませんでした。

検察官は、1995年の大蔵省早期是正措置検討会における「中間とりまとめ」を受け、その後の資産査定通達等に基づいて厳格に査定すべきであると主張していますが、銀行の会計がどのような基準に基づいて行われてきたのか、当該年度の決算処理において、なぜ、従来の基準に基づく処理が許容されないのか、その根拠を示していません。

弁護人は、冒頭手続から、金銭債権を取立て不能と判断する基準、取立て不能の見込額の算定基準は何か、求積明を求めましたが、検察官は、償却引当をすべきであるとする法令上の根拠は、商法等の関係法であると述べるに過ぎ

(3) 「資産査定通達等」とは、以下の通達等という（長銀最高裁無罪事件下巻（信山社、2011年）914頁以下）。

○平成9.3.5 早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について（「資産査定通達」検甲151「金融検査官の供述調書」添付の資料2）

○平成9.4.15 銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針（「日本公認会計士協会4号実務指針」検甲151添付の資料5）

○平成9.4.21 金融機関等の関連ノンバンクに対する貸出金の査定の考え方について（「関連ノンバンク事務連絡」検甲151添付の資料3）

○平成9.7.28＝29 「資産査定について」に関するQ&Aの追加について（「追加Q&A」検甲151添付の資料4）

○平成9.7.31 「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」通達の一部改正について（「決算経理基準の改正」一審弁181）

ず、資産査定通達等がなぜ法令上の根拠になるのかについては沈黙し、償却引当不足額の算出経過は、ほとんど説明していません。

事実、起訴状に記載された償却引当不足額(合計3130億円余)は、検察官が自ら査定したのですが、この金額は、日銀考査あるいは金融検査官の査定よりもはるかに厳しく、勾留状の被疑事実よりさらに1602億円も積み増したものとなっています。このこと自体検察官の主張する会計基準が一義的に明確ではなく、恣意的な査定を許すことを示しています。

(2) 弁護人は、何を主張し、立証しようとしたか

弁護人は、銀行の決算処理の経過、長銀における自己査定基準の策定と自己査定を経緯、本件決算後の事情などに関する真相を究明することによって、被告人らに刑事責任を課すことの正否を問うこととしました。

商法は、金銭債権については、債権金額によることを原則としており、取立不能の虞あるときの判断基準、及び取立て不能見込額の算定基準については、何らの定めもありませんでした。商法上の監査と証券取引法上の監査は、「企業会計原則・企業会計原則注解」に法規範性を認めることによって、一元化が図られましたが、例えば、その企業会計原則注解18によっても、銀行の支援先に対する貸出金について貸倒引当金を計上することは許されないと考えられてきました。損失の発生の可能性が高いとはいえないというのです。

このような考え方は、税法でもとられてきました。法人税法は、債権の回収不能の認定を厳格にして、全部又は一部の貸倒れの判定基準を詳細かつ明確に通達によって規定する一方、債務者の支払い能力についても、一定の事実の発生した場合に貸倒れ処理を認める扱いとしており、實際上、これが企業会計実務を左右してきたといいます。法人税法は、法人の利益と法人の所得が共通の観念であるため、企業会計準拠主義を採用しています。法人税法上の「公正処理基準」は、企業の会計処理に用いている企業会計原則、商法及び証券取引法の計算規定、確立した会計慣行のうち、一般に公正妥当でないものだけを税務上も認められないこととする基本方針を示したものであって、税法が「実態」を反映しない基準を設けているとは考えられていませんでした。

また、銀行には、商法に基づく「計算書類規則」、証券取引法に基づく「財務諸表等規則」は適用されないものとされてきました。銀行に対する会計規制は、銀行法等に基づき、銀行局通達による「銀行の経理処理に関する統一基準」(1967年9月)が示され、これは後に、1975年の銀行法施行規則改正を経て、1981年銀行法の全面改正により、「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」通達(「基本事項通達」という。)中の決算経理基準に整理統合され

ました。

弁護人は、本件決算期のころ、ジュリストに掲載された岸田雅雄論文⁽⁴⁾などから示唆を受け、このような会計規制の実態を検討し、早期是正措置制度に伴う自己査定制度の導入によって、貸出金の査定基準はどのような影響を受けたのかなどを明らかにしようと努めた次第です。

東京地裁刑事第1部（刑事一審）は、このような弁護人の姿勢を受けて、裁判長の交代もあり、当初の硬い姿勢を変えて、弁護側の尋問請求を受け容れたので、刑事公判を通じて、広範な事実関係を明らかにすることができました。

証拠調べを踏まえ、弁護人が弁論で主張したことは、多岐にわたりますが、さしあたり次の2点を強調しました。

第1は、本件の審理の対象は、会計基準について何が公正なる会計慣行にあること、銀行の貸出金債権については、時価主義はとられておらず、経済価値を反映するルールを決めることが難しいことを指摘しました。

第2に、銀行の支援先に対する貸出金と会計基準について、銀行の貸出先には、いわゆる一般先と関連ノンバンク等があり、関連ノンバンク等に対する貸出金については、銀行の機能を前提として、債務者の非財務面の評価を織り込んで、支援判断の合理性を基礎として評価されていたこと、現に大蔵省は、「資産査定通達」のほかに「関連ノンバンク事務連絡」というガイドラインを設けていたこと、しかるに、検察官はその関係を何ら説明しようとしなかったことを指摘しました。

このように、メインバンクの機能、関連ノンバンク等の性格、大蔵省の行政方針、資産査定通達と支援先など、論点は極めて広範に及びました。

しかし、この時点では、資産査定通達等が「公正なる会計慣行」をいわば媒介として法規範性を有するに至るか否かという点に、論点を絞ることはできなかったのが実情です。

(3) 刑事一審判決⁽⁵⁾における論点の整理

——資産査定通達等が、唯一の合理的基準であり、「公正なる会計慣行」であって、法規範性を有するか

刑事一審判決は、有罪判決（元頭取につき懲役3年、2名の元副頭取について、

(4) 岸田雅雄「商法・証券取引法から見た企業の違法行為のチェックシステム」ジュリスト1129号（1998.3.1）34頁

(5) 東京地裁刑事第1部2002年9月10日判決（本件最高裁判決に添付。刑集62巻7号2469頁）

それぞれ懲役2年、いずれも執行猶予付き)ですが、有罪の判断に至った理由をいとも明解に示してくれました。これによって、ようやく、争点は絞られることになったということができます。理由の骨旨はつぎのとおりです。

〈有価証券虚偽報告罪および違法配当罪の成否は、いずれも商法285条の4第2項の「取立不能の虞ある」貸出金について取立て不能見込額を控除しなかったと評価できるかどうかによって決せられる。商法285条の4第2項の「取立不能の虞」や「取立不能見込額」を判断する際の基準については同法32条3項により「公正なる会計慣行を斟酌すべし」とされている。この「公正なる会計慣行」に当たるものとして、一般に企業会計原則・同注解がある。

金融機関における会計処理については、決算経理基準をもって「公正なる会計慣行」というべきである。

ところで、この決算経理基準の内容は、1997年7月31日付けの大蔵省銀行局長の通達によって改正された。これは、1998年4月1日から早期是正措置が導入されることになり、種々の検討を経て、「中間とりまとめ」が公表され、そこで自己査定のある方、適正な償却・引当のある方、外部監査のある方等についての基本的な考え方が示され、これを受けて金融検査部長が資産査定のある方についての基本的な枠組みを定める「資産査定通達」を発出し、その後、全銀協が同通達の内容を説明した「資産査定Q&A」を公表し、他方、日本公認会計士協会も同じく基本的な考え方を基に適正な計上についての監査上の取り扱いを定めた「4号実務指針」を公表した。また、この資産査定通達と4号実務指針を受けて金融検査部管理課長が、関連ノンバンクの資産査定に関する「9年事務連絡」を発出し、全銀協が「追加Q&A」を公表した。このような経緯を辿って、金融機関の決算処理の基本方針が「決算経理基準」の中に盛り込まれた。

したがって、資産査定通達等における資産査定の方法、償却・引当の方法等は、金融機関の貸出金等の償却・引当に関する合理的な基準であり、かつ改正決算経理基準の内容を補充するものとして商法32条2項にいう「公正なる会計慣行」に当たる。

そして、早期是正措置制度を有効に機能させるために策定された資産査定通達等の趣旨に反する会計処理は許されないのであって、金融機関の貸出金等の償却・引当に関しては、資産査定通達等が唯一の合理的な基準であった。

それゆえ、資産査定通達等が商法32条2項にいう「公正なる会計慣行」に当たるから、同条項を介して金融機関に対し一定の法的義務を課す法規範性を有する。〉

3 論点に対する攻防と判断

(1) 刑事一審判決に対する対応

刑事事件の控訴審で弁護人は、次の点で、一審判決を批判しました。

第1に、一審判決のいう「公正なる会計慣行」とは何か。

商法上、公正なる会計慣行は、事実たる慣習と同義であるかどうか争いがあります（*2312頁。以下、本稿において、*に続く頁は、本件最高裁判決（刑集62巻7号）に添付された私の「上告趣意書」中の該当箇所を示す）。

また、なぜ商法は、会計基準ではなく、「会計慣行」と規定したのか。商法の改正経過において、政府委員は、「会計慣行」とは一般的に広く会計上のならわしとして、相当の時間繰り返し、行われるものをいうとしていました（川島一郎民事局長の参議院法務委員会における発言参照）。

公正なる会計慣行は、法令ではないから、具体的な「事実」として証拠に基づいて認定される必要があります。

第2に、本件で償却引当不足とされた貸出先は、関連ノンバンク等でありました。関連ノンバンクに対する貸出金はどのように評価されていたか。本件決算以前（*2326頁）、本件決算時（*2358頁）、本件決算以後の状況（*2362頁）を具体的に検討しました。

また、これら関連ノンバンク等は、長銀の機能を補完し、必要不可欠の存在であるため、一般先に対する貸出金と同様に、たんに一時点での時価評価により査定評価することはできない。長銀の関連ノンバンク等は、長銀がその取引基盤を維持拡大するために不可欠な機能を有する価値ある存在であり、経済的側面からいえば、いわば、のれんや開発費のような無形資産ともいべき資産として独自の資産評価がなされる余地はないだろうか。当時、これら関連ノンバンク等に対する貸出金について、事業の継続性を否定し、破たんを前提として無価値ないしその価値が著しく毀損されていると認定することは金融関係者の間では考えられないことであったといえます。これらの支援先に対する貸出金について、本件決算当時とられた評価・償却引当の基準について検討しました（*2360頁）。

さらに、長銀の自己査定基準の策定経緯と基準の合理性を主張して、一審判決の認定を批判しました。

イ 民事配当事件における主張

他方、長銀（新生銀行）は、粉飾決算に基づく配当を理由として、被告人らを含む元取締役に対し損害賠償請求訴訟を提訴し、整理回収機構はその権利を承継したとして訴訟に参加しました。請求額は、当該期末決算と中間期決算の

双方に関与した被告人ら元取締役につき各10億円、期末決算のみに関与した者につき各7億円、中間期のみに関与した元取締役につき各3億円でありました。

原告側は、刑事一審判決を有利に援用したので、民事配当事件においても、事実上、刑事一審判決の当否をめぐって審理が行われました。

(ア) 資産査定通達等は、慣行ではない

刑事一審判決は、「資産査定通達等が1998年3月期の決算処理に適用される唯一の合理的な基準である」としていますが、そのようなことは、この通達を出した大蔵省自身も、想定していなかったし、当時の金融業界でも、それを慣行として受け入れてはいませんでした。そのことは、証人尋問等の結果からも明らかにされます。

また、原告は検察官と同様に、長銀が関連ノンバンクについて、一般先と異なる資産査定基準を設けたことが誤りであると主張していますが、大蔵省金融検査部自身が、関連ノンバンクについては一般先とは異なる基準を設けていたことはすでに述べたとおりです。

(イ) 「慣行」はどのような証拠によって立証されるか

このように本件では、何が公正なる会計慣行かが争点となりましたが、この点に関する検察官の立証は、極めてずさんであったといえます。

検察官は、被告人及び長銀関係者の自白があり、争いがないと考えたのでしようが、調書中には、長銀の内部資料が時系列を無視し、未整理のままに膨大に添付されているものや、検察官の資料の読み違いに基づく誤った引用などもあります。

その上、検察官は取調べでは、被疑者に頭ごなしに法律違反であると決めつけ、商法、税法、企業会計原則などの規定も、資産査定通達(*2331頁)、4号実務指針(*2344頁)、関連ノンバンク事務連絡(*2348頁)、全銀協の追加Q&A(*2354頁)も、何一つ示さなかったといえます。そのため、被疑者は、これらの法令、文書等の客観的事実に基づく弁明さえできませんでした。この点だけみても、自白は信用できません。これらの基本的ともいべき通達等(前掲注(3)参照)は、金融検査官の供述調書の末尾に添付されており、弁護人は後に、「関連ノンバンク事務連絡」の存在をそれによって知った次第です。

さらに検察官は、他の金融機関、国税当局などに対し、資産査定の実態などを十分に調査した形跡もなく、およそ、資産査定通達等が慣行となっていたとか、唯一の公正なる会計慣行であって、法規範性を有するという点について、事案の真相を明らかにしようという姿勢が見られませんでした。

(ウ) 長銀は「自己査定基準」の作成で暴走したか

長銀は、独自にとんでもない自己査定基準を策定したというのが、検察官の主張です。しかし、長銀が自己査定基準を策定した経過を見ると、行内のプロジェクトチームは、大蔵省の考え方、あるいは他行の動向に関する情報を収集し、会計士の助言も聴いて、自己査定基準を作成する作業を進めたのであり、長銀のみが関連ノンバンクについて一般先とは異なる別個の基準を作成したものではありません。

金融監督庁や検察庁の押収した行内資料等を見ると、長銀が、1996年から、全銀協会会長行として他行に先んじていた「さくら基準」や、「MOF 第1次案」などを基礎として作業を進め、大蔵省や他行の考え方に関する情報収集を積み重ねて慎重に作業を行ったことが歴然としています。

MOF 担と呼ばれる行員が大蔵省から得た情報によると、大蔵省のスタンスとしては、表面的な態度とは裏腹に、本音としては、かなり裁量の幅のある基準を示し、特に関連・親密先については一律的な基準を作らず、個別行による幅のある対応を容認する姿勢であったことが窺えます。

(エ) 全銀協の「追加 Q&A」とは何か。どのようにして策定されたか

全銀協が1997年7月に発表した「追加 Q&A」は、関連ノンバンクに対する貸出金の査定基準に関するものですが、どのような経過で作成されたのでしょうか。

金融検査部の課長補佐の供述調書によれば、各金融機関が手探りで大蔵省の考え方や他行の考え方に関する情報を集めながら、自己査定基準を作成する作業を行っていたところ、資産査定通達が出されたのち、実に4ヶ月ほどを経過したころ、全銀協が、関連ノンバンクに対する貸出金の査定基準の要領を示すガイドラインとして発表したということです（*2354頁）。

それでは「追加 Q&A」は、「資産査定通達」とどういう関係にあるのでしょうか。

大蔵省内部では、関連ノンバンクに対する貸出金の査定についてどのように考えていたかを示す軌跡があります。

「資産査定通達」の後、「関連ノンバンク事務連絡」が策定されました。資産査定通達は、関連ノンバンクに関する査定ルールを定めておらず、関連ノンバンクの資産査定にあたる検査官向けのものとしては不十分であったので、7年事務連絡のような形式に倣って作成したといえます。もっとも、関連ノンバンク事務連絡には、資産査定通達との関係について、どの部分を補充するのか、あるいは特則なのかなどについては説明されていません。しかし、資産査定通

達には、債務者の状況等により、債務者を、正常先、要注意先、破たん懸念先、実質破たん先、破たん先に区分するものとしています。破たん懸念先の定義に関する説明文のなかには、「事業好転の見通しがほとんどない状況で自行としても消極ないし撤退方針としており、今後、経営破たんに陥る可能性が大きいと認められる先をいう」と書かれています。これでは資産査定通達は、その読み手に対し、銀行の支援継続中の債務者を原則として破たん懸念先どまりとするシグナルを送っているようにも受け取れます。

課長補佐の供述調書によると、大蔵省金融検査部は、資産査定通達とは別に、検査官あてに通知した関連ノンバンク事務連絡を持っていながら、これを金融機関には内密にしていたが、金融機関が大蔵省の考え方を探りながら自己査定基準の作成作業を進めているのを見て、全銀協の会長行であった三和銀行の融資部の練達の職員に関連ノンバンク事務連絡を見せて、「追加 Q&A」の形式で起案させた。ところが、関連ノンバンク事務連絡の作り方がわかりにくいためか、三和銀行の職員は課長補佐が予定したものとは似て非なるものを作成してしまったと述べています。

要するに、この一事を見ても、資産査定通達も、関連ノンバンク事務連絡も、一義的に明瞭な基準を示したものとは言えないことが明らかです。

(オ) 「資産査定通達」はどのようにして作成されたか

資産査定通達は、早期是正措置検討会によって、技術的な点まで議論された形跡はありません。むしろ、実際には、大蔵省と日本公認会計士協会との間で開催された「金融機関の決算経理に関する検討会」で検討されたといえます。検討はどの段階まで行われたのでしょうか。

この検討会に公認会計士として参加し、部会長を務めた公認会計士の供述調書によると、「金融機関の決算経理に関する検討会」は、1996年7月10日開催の第1回会合において、(1)企業会計原則における償却・引当の考え方、(2)金融機関の決算経理基準、(3)金融機関検査における資産査定の考え方、(4)個別事例をテーマとして取り上げた、この会合の通知書面に添付されている「資産査定」と題する資料は叩き台として大蔵省側が作成したものであるといえます。関連ノンバンクに対する貸出金については、従来、一般先に対するのとは異なる取り扱いが平成6、7年事務連絡などによって示されていましたが、ここではこれに対応する基準は示されていなかったものと見受けられます。

ところが、1996年9月18日、資料「資産査定について」が配布され、ここで、債務者区分の仕組みが示されたといえます。これは大蔵省が基準案として提示したのではなく、資産査定の現状に関するとりあえずの取りまとめペー

パーであるとされています。

破たん懸念先の項を見ると、大蔵省は、この段階からすでに、一般先についてさえ、金融機関が支援を継続している先に対する貸出金は、支援先ではない一般先に対する貸出金とは異なった目で資産査定を行うこととしていたことが分かります。

日本公認会計士協会側は、1996年10月21日、早期是正措置検討会の「自己査定基準の見直しと資産評価の基準、償却・引当との関係について」に関する議論を受けて、10月28日、金融機関の決算経理に関する検討会を開催し、大蔵省の「資料」に対し、同日付の「金融検査部『資料』に関するコメント等(案)」において、その意見を取りまとめています。

これは、従来の沿革や、その問題の重要性にもかかわらず、大蔵省の前記資料では、関連ノンバンク、関連親密先に対する貸出金を、一般先とは区別して取り上げていなかった点に関し、公認会計士協会側は、支援損や母体行責任の扱いについて、査定においてどのように位置づけるのかを明らかにするように求める意見でありました。

後から見ると、いわゆる資産査定通達等は、まず、1997年3月5日、中川金融検査部長から金融証券検査官あて「資産査定通達」が発せられ、同年のうちに、4月15日、日本公認会計士協会の実務指針、同月21日、管理課長発、金融検査官あて「関連ノンバンク事務連絡」、7月28日、全銀協の「『資産査定について』に関するQ&A」の追加についての順に、相次いで作成されました。

要するに、資産査定通達は、大蔵省事務当局と日本公認会計士協会の一部のメンバーによる「金融機関の決算経理に関する検討会」において多少の議論が行われたものの、日本公認会計士協会のメンバーは、支援先に対する貸出金の査定について、支援損や母体行責任の扱いが不明瞭であると指摘していたほか、この基準の導入にあたっては税制の整備が不可欠であると考えていたのであって、確定的な結論には達していなかったことなどが読み取れます。

他方、各界のメンバーが参加した早期是正措置検討会でも、西崎哲郎座長、岡田委員などによれば（証言及び金融庁のホームページ「議事概要」など参照）、査定の基準に関し、詳しい議論はされていなかったのです。

以上の点からみれば、資産査定通達は、一義的に厳格に解釈適用されるような規範ではなく、幅のあるガイドラインであったというべきではないでしょうか。

(カ) 期末で辞任した取締役は決算案の策定に関与しているのだろうか

退任後の、1998年3月期の利益処分案の決定や、有価証券報告書の作成には関与していない取締役に責任があるのでしょうか。もともと、銀行の決算手続は、1998年3月期決算について言えば、同年4月から、後発事象を含めた決算のとりまとめ、監査役、監査法人の監査手続、利益金処分案の作成、定時株主総会の開催通知、そして6月の定時株主総会の開催といった一連の手続で進められており、在任中の会議等に出席したことについて、退任後の取締役の責任を問う余地があるか、大いに疑問があります。

(キ) 資産査定の結果には、なぜ大きいバラツキがあるか

——自己査定の結果、金融監督庁の検査結果、刑事判決の間の乖離とその理由

本件で問題とされている債権について、自己査定の結果、金融監督庁の検査結果、そして刑事判決における査定を比較対照してみると、極めて大きな開きがあります。

i 自己査定の結果と金融監督庁の検査結果

長銀においては、金融監督庁が、1998年7月、自己査定制度導入の初年度である1998年3月期の決算について、検査を実施しました。その結果、金融監督庁は自己査定と検査結果との間で、「関連親密先の査定についての認識の差が大きい」とする検査結果を示達し、その総括において、関連ノンバンク等に関する自己査定基準について、「自己査定基準及び償却・引当基準の妥当性」につき「改善を要する」としました。

ところで、従来は、金融検査で「改善を要する」と指摘された事項は、大蔵省検査の例によれば「改善計画」を提出し、承認を得て、この計画に応じ改善していくという性質のものでありました。金融検査の結果、要改善事項が認められるからといって、直ちに国家公務員法に基づき、違法行為があるとして、告発等の措置をとるというレベルの問題であるなどとは、考えられていませんでした。

自己査定の結果と金融監督庁の検査結果の食い違いがあるのは、資産査定通達や9年事務連絡等が、直接の名宛人である金融検査官にとっても、監査法人にとっても、大きな解釈の幅があり、ましてや金融機関にとって、資産査定通達等の自己査定ガイドラインは一義的に理解できる内容のものではなかったからではないでしょうか。

金融検査と自己査定の乖離は、後日、「金融検査マニュアル」に基づいて各金融機関の行った自己査定と、金融監督庁の実施した検査結果との間において

も、見られたところであります。主要行においてさえ、検査1巡目の2000年の検査結果では、償却・引当の増加率（乖離率）が47.1パーセントに達し、2003年9月期ないし2004年3月期の決算を対象とした4巡目の検査に至り、ようやく10パーセント以下に収まったと報告されています（*2370頁）。

自己査定の結果と金融監督庁の検査結果が、乖離したのは、金融監督庁の検査では、①第一ファイナンス477億4800万円、②エヌイーディー関連6社およびエクセレーブファイナンスで374億7200万円、③有楽エンタープライズ42億8500万円をⅣ分類に査定したことによります。

乖離の経過について、一例を挙げると、金融監督庁は、第一ファイナンスについて「資産査定通達」を適用し、債務者区分を「破たん懸念先」としています。債務者区分が破たん懸念先であれば、資産分類は最悪Ⅲ分類であって、Ⅳ分類とはならないはずですが。

ところが、金融監督庁の検査官は、「関連ノンバンク事務連絡」を適用し、「再建計画が作成されていない」、「再建可能性がみとめられる場合以外」に該当するとして、営業貸付金等のうち477億4800万円を要償却引当額と査定し、その結果、長銀の自己査定130億円と乖離を生じたものです。

しかし、金融監督庁のこのような考え方は、関連ノンバンクについて一般先よりも厳しい査定をしたことになり、関連ノンバンクに対する資産査定の要領を示した追加Q&Aの考え方とかけ離れていると思われます。また、金融監督庁検査では、親金融機関である長銀の収益力等を挙げ、再建可能性を否定していますが、長銀は支援意思を有し、追加支援を予定しているので、無税償却は認められない筋合いとなります。

ii 金融監督庁の検査結果と刑事判決

次に、金融監督庁の検査結果と、その後の内部調査委員会や検察官の主張をそのまま受け入れた刑事判決との間にも、1998年3月期の決算に対する見方との間で、大きな食い違いと隔たりがあります。

金融検査官の供述調書を検討すると、添付された資料と供述調書本文との間にずれが見られます。言うならば、供述調書では、金融検査官が、検察官の論理の前に譲歩し、取締っている様子が見て取れます。

金融検査官の供述調書に添付された、金融検査に関する長銀部内のオリジナルの記録及び金融監督庁の生の記録こそ、金融検査官の当時の認識を物語っています。金融検査官あるいは日銀考査官は、資産査定通達について、「ガイドライン」として広範な解釈の幅を認めていたのです。

監査法人も金融検査官の質問に極めて明瞭に回答しており、検査官側から監

査法人の見解に対する批判ないし異議が述べられた形跡はありません。

このような1998年6月の金融検査の実情は、検察官の想定とは明らかに異なるものであったと思われる。

ところが、金融検査官は、検察官に対し、被検行との間で「意見交換」というような意識がなかったと述べています。調書によると「この意見交換は、意見交換と言っても、こちらの見解を伝えて認識を一致させることが目的」であるとされています。そうであれば、「意見交換」とは名ばかりで、金融監督庁検査官の考えを監査法人に押し付けようとしたものであることになってしまいますが、それは「中間取りまとめ」の考え方を大きく逸脱しています。

早期是正措置検討会の「中間とりまとめ」では、「銀行、公認会計士、検査当局との間に意見の差が生じた場合には、徹底した話し合いに委ねる」という方針であった(早期是正措置の導入に関する検討会座長の西崎哲郎証言。なお、「中間とりまとめ」4頁参照)といえます。

これに反し、検査官が監査法人の意見を受け流して一方的な見解を押し付けるとすれば、いずれにしても金融検査官は、真実を供述していないといわなければなりません。

さらに、金融検査官は、供述調書によると、監査法人による資産査定には誤りがあるかのごとく、述べています。

しかし、わが国の企業会計制度において、時価会計はごく一部しか導入されておらず、「ゴーイングコンサーン」という考え方は、少なくとも1998年3月期においては金融界において一般にとられていました。この点、検察官が、監査法人の見解に重大な誤りがあるというのであれば、本来、監査法人ないし公認会計士を厳しく取り調べ、刑事責任を追及すべきではないでしょうか。ところが本件では、そのような形跡は全く見られません。言い換えると、それは監査法人の見解にそれなりの合理性があるからではないでしょうか。

金融検査官の同年10月19日の長銀に対する示達は、騒然とした環境の中で通知されたものでしたが、あくまで改善を指示したものにすぎず、長銀の検査結果を「違法」であるとしたものではなかったはずです。

ところが、その後の検察官の起訴状における償却引当不足額、さらにこれを無批判に認めた刑事判決は、破たん金融機関の経営責任を追及するあまり、当時の金融業界における会計基準を無視し、金融検査官の判断さえも凌駕する途方もない金額を償却引当不足額として積算したものでありました。

金融監督庁の検査結果と刑事判決とで判断が分かれた事情を見ると、刑事判決では、エヌイーディー、エヌイーディーの子会社エクセレーブファイナン

ス、日本リース、ビルプロ3社についてⅣ分類の査定をしていることによります。

日本リースを例に、どのように判断が分かれたかを見ると、金融監督庁、刑事判決のいずれも「資産査定通達」により債務者区分を「破たん懸念先」とした上、「関連ノンバンク事務連絡」を適用し、「体力のないノンバンク」であるが、「母体行責任を負う意思」があり、ついで「再建計画が作成されていない」までは同一の判断経過を辿っています。

ところが、刑事判決は、金融監督庁とは異なり、親金融機関、すなわち長銀には関連ノンバンクを再建する可能性がないと判断し、その結果、「営業貸付金等の査定結果のⅣ分類を貸出金のシェアによりⅣ分類、残額をⅢ分類とし、その結果、788億4400万円の償却引当不足があるとしたものです。要するに、刑事判決は、長銀の破たんという結果から、長銀に日本リースを再建する可能性がなかったと判断したものです。

日本リースが会社更生の申立を受けたのは、もっぱら長銀が公的管理に移されるという事情によるものであって、「会社更生申立書」を見ても、「日本リース自体は、売上高、売上総利益、営業利益とも、多少の変動はあるものの、ほぼ安定しており」、「日本のリース業界において先駆的地位にあり、順調に売上を伸ばし、……わが国有数の総合リース事業会社へと着実な成長を遂げてきた」と記載されています。

長銀が1998年3月末当時、日本リースを再建する可能性があるかと判断し、経営支援実績先として、引き続き特別の注意をはらい管理をしていました。日本リースに対する長銀の資金支援等の広義の支援方針は、第3次支援以後も変わっていません（*2457頁）。

確かに、日本リースは清算バランスで見れば債務超過であり、この含み損を解消するには時間を要するものの、経常利益によって、安定的に不良資産を処理していく軌道に乗っていたといえます。

さすがに金融監督庁は産業・企業状況を承知して日本リースについて再建可能性がないとする査定を行ってはいません。これに対し、刑事判決は、1998年3月末時点では想定のできない事態を取り込んだ結果論で処断したものです。

iii 原判決における資産査定と、金融監督庁の検査結果及び自己査定の結果の対照比較

金融監督庁の検査結果は、1096億500万円の償却、引当不足があるというのですが、厳密に言えば、金融監督庁が償却、引当不足と指摘した金額は、

第一ファイナンスの有税引当(147億円)を差し引いた949億500万円ということになります。

これに対し、刑事判決は、検察官の主張をそのまま容れて、3130億6900万円の償却、引当不足額を認定したものです。

ところで、長銀の自己査定の結果と金融監督庁の検査結果との乖離は、いわば、自己査定制度の導入のはじめから予想されていた食い違いということができます。これに対し、金融監督庁の検査結果と原判決の乖離は、会計基準が明確であるとすればあり得ようはずがなく、長銀の公的管理という事実を受けた破たんの結果責任をいかに積み上げるかという観点から、加重されたものとしか言いようがありません。

(2) 民事配当事件の一審判決⁽⁶⁾

判決は、元取締役らに対する請求を棄却し、結論として、争点を次のように要約しています。

〈本件では、長銀が実施した1998年3月期の貸出金の償却・引当に関する決算処理が、取立て不能見込額の控除を要求する旧商法285条の4に違反し、実際には配当可能利益が存しないにも関わらず行われたものか否かが争われ、取立て不能見込額の判断の基準は、商法32条2項により「公正なる会計慣行」を斟酌するものと解されるどころ、1998年3月期の……「公正なる会計慣行」がどのようなものであったか、そして長銀が実施した決算処理が、その「公正なる会計慣行」に反していたといえるかが争点となった。〉

その上で、裁判所は判決の結論(本件全体のまとめ)の項に「争点に対する当裁判所の判断の概要」をおおむね次のように述べています。

〈資産査定通達等によって補充された改正後の決算経理基準が、1998年3月期の……唯一の「公正なる会計慣行」であったか否かが最大の争点となった。〉

本件では、法令によらず、行政内部での通達や事務連絡等による会計慣行の変更という形で新たな基準が示されている。その基準による処理が「公正なる会計慣行」と認められ、しかもそれが唯一のものということになると、これに反した会計処理は、商法違反ということにならざるを得ない。これは実質的にみると、法令によらず、通達等で法改正が行われたのと同じ結果を招来することになるから、その当否が争われたものである。

まず、商法32条2項の一般的な解釈論を検討し、既に通達等により「公

(6) 東京地裁民事第8部2005年5月19日判決(判例時報1900号3頁)

正なる会計慣行」が存在する場合において、これに代わる新たな会計慣行としての新基準が通達等の改正後ただちに唯一の「公正なる会計慣行」となるための要件を検討すると、①改正手続が適正であること、②基準の内容が銀行の資産及び損益状況を明らかにする目的に照らして合理的であること、③会計慣行の変更に伴って企業会計の継続性の点で支障が生じ、関係者への不意打ちになる場合には、必要な手当てを講じること、④基準として一義的に明確であること、⑤唯一の基準となることの周知徹底、以上の各要件が満たされていることが必要である。

第2に、旧基準の内容について、いわゆる税法基準が「公正なる会計慣行」であったかについて検討すると、当時の大蔵省による事前指導・監督・規制を前提とする保護的な金融行政の下では合理性を有するもので、「公正なる会計慣行」に当たる。

そのうえで、新基準が1998年3月期において、唯一の「公正なる会計慣行」に当たるかを検討すると、手続の適正性、内容の合理性は認められるものの、旧基準から新基準への変更は大幅なものであるにもかかわらず、税効果会計の導入がなく、必要な手当てが講じられておらず、さらに新基準の一義的明確性や拘束性についても疑問が残り、新基準の関係者への周知徹底が図られていたとはいえないから、結局、新基準が唯一の「公正なる会計慣行」となっていたとは認められない。

最後に、長銀の決算処理における被告らの認識と、旧基準のもとでの決算処理の適正性について検討し、結論として、被告らにおいて商法違反の行為をする意図があったとするには無理があり、現時点における客観的評価としては、新基準に反していると見る余地はあるが、旧基準を前提とする限りは、これを逸脱する違法なものとは認められない。)

民事配当事件の一審判決は、控訴審でも支持され⁽⁷⁾、最終的には、刑事事件の無罪判決と同じ日、最高裁の決定⁽⁸⁾によって確定した。

(3) 刑事控訴審判決⁽⁹⁾

ア 判決の骨子

刑事控訴審の審理は、民事事件の審理と並行して進められ、民事事件の判決

(7) 東京高裁第15民事部2006年11月29日判決（長銀最高裁無罪事件下巻843頁以下）

(8) 最高裁2008年7月18日決定（長銀最高裁無罪事件下巻908頁以下）

(9) 東京高裁第4刑事部2005年6月21日判決（本件最高裁判決に添付。刑集62巻7号2643頁）

の直前に審理を終結した上、民事の判決を踏まえて弁論を再開し、直ちに終結したという経緯があります。刑事控訴審も事実の取り調べには必ずしも消極的ではなかったが、弁護人を懸念させる兆候がなかったわけではありません。しかし、東京高等裁判所刑事部の厳正な判断に期待をしていました。

判決は、期待を裏切り、控訴を棄却しましたが、その理由の要点は、次のようなものでした。

〈資産査定通達、4号実務指針、9年事務連絡(この3つを併せて「資産査定通達等」という)及び改正決算経理基準は、早期是正措置制度を有効に機能させるために必要な資産査定方法や適正な償却・引当の方法を明らかにしたものであり、Q&Aも同様の趣旨で作成されたものである。

資産査定通達等は、「中間とりまとめ」の考え方を基礎にし、その内容を明確にしたものであり、いずれも全銀協等を通じて金融機関にその内容が公表、送付され、周知徹底が図られてきたといえること、さらに資産査定の方法として用いられてきた資産分類の概念等は、それまでの金融検査部による金融検査のときに使用されてきた資産分類の方法が大きく変わるものでないことなどに照らすと、資産査定通達等は、合理的な基準であり、基準としても明確なものであり、改正決算経理基準の内容を補充するものである。

資産査定通達等は、いずれも1997年3月ないし4月に発せられたり公表されているのであって、1998年3月の決算時までには約1年あって周知の期間も確保されている上、当時、金融機関においては、従来に比して、より透明性の高い明確な資産査定等による会計処理が求められるに至っていたことから、資産査定通達等に定める基準から大きく逸脱するような自己査定基準の策定やこれによる自己査定はもはや許されない事態に至っていることは、金融機関の共通の認識になっていたと認められるから、これが「公正なる会計慣行」となっていたというべきであり、従前「公正なる会計慣行」として、容認されていた税法基準による会計処理や、関連ノンバンク等についての段階的処理等を容認していた従来の会計処理はもはや、「公正なる会計慣行」に従ったものではなくなった(アンダーラインは、筆者が付す。)

イ 判決の印象

刑事控訴審判決は、判断が極めて形式的であって、実質から目をそらしている印象を受けます。

第1に、「資産査定通達等」の範囲を絞り、「追加Q&A」を外していますが、それは、これを加えると、「1998年3月の決算期までに約1年あって周知の期間も確保されている」と判示することにさしさわりを生じるからではなかった

かと思われます。資産査定通達の作成経過、及び追加 Q&A の作成経緯は、すでに指摘したとおりですが、刑事控訴審判決は、これらの経過、ひいてはその周知徹底の実情をほとんど無視しています。

第 2 に、従来の税法基準と、資産査定通達等による新基準とでは、資産分類の方法を大きく変えるものではないとしつつ、資産査定の基準が大きく変わるものであって、大きく逸脱することは許されないとしています。基準の合理性及び明確性について、なんら具体的に説明していません。

第 3 に、金融機関の共通の認識になっていたと認定しながら、なんら具体的な根拠を示していません。この点は、次の判示部分にも顕著であると思います。

〈有価証券虚偽報告罪及び違法配当罪は、法律上、その構成要件が一義的に規定されている。もっとも、虚偽性や利益配当の違法性の認定・判断は、「公正なる会計慣行」によって決せられることになるが、性質上、法律等によって定められなければならないものではなく、要は、金融機関に身を置く通常人を基準として、「公正なる会計慣行」が何なのか理解でき、処罰される行為とそうでない行為とが区別できれば足りる。本件において、資産査定通達等の新たな基準の策定の手続が適正であること、その内容も明確といつてよいこと、金融機関の関係者に周知徹底されていたといえること、新たな基準に基本的に従って会計処理をすべきことが金融機関の共通の認識となっていたことが認められるから、処罰される行為とそうでない行為とが明確に区別できないでもないから、罪刑法定主義に違反するとはまではいえない。なお、通達等それ自体に法規範性を認めたわけではない。〉

会計基準は、監査法人、公認会計士、金融検査官、司法機関によって、資産査定の結果が、同一の結果に至る程度の明確性がなければ、刑事責任を問うことはできないのではないのでしょうか。事実に基づかない判断ほど空疎なものはないと思います。

さらに、この判決は、控訴審裁判所が、先入見をもって証拠を見ていることを自ら暴露しています。

〈本件後、金融検査マニュアルに基づいて金融庁（金融監督庁）が行った主要銀行に対する検査（当審弁 134）において、他行においても、自己査定結果と検査結果との間に乖離があったことが認められるが、長銀ほか証券取引法違反に問われている 1 行が乖離額の合計額のかなりの部分を占めていることが窺われるのであり、その余の銀行が資産査定通達等の示す基準から大きく逸脱する会計処理をした事実を示すものではない。〉

この検査は、金融庁の2004年9月16日付のホームページで公表されています。すでに述べたとおり、長銀が破たんしたのちの主要銀行に対する検査であって、長銀、日債銀の乖離額がここに入り込む余地はありません。弁護人が弁論で、その後の自己査定と金融検査の乖離と題して、1999年4月公表された、より明確な「金融検査マニュアル」に基づく自己査定でさえ、検査結果との間に大きな格差があることを指摘したのに、裁判所は耳を塞いで聞こうとしなかったと言わざるを得ません。

最後に、判決は違法性の錯誤と故意の成立について次のとおり判示していますが、紹介するとどめ、ここでは立ち入らないことにします。

〈被告人らは、自分たちの行為が有価証券虚偽報告罪や違法配当罪にあたり、刑事責任を問われることになろうとは考えていなかったと思われ、従って、自分たちの行為の違法性について錯誤があったということになるが、有価証券報告書の記載が虚偽であること、配当すべき利益がないことを認識していたのであるから、故意の成立に欠けるところはない。〉

4 むすび—計算規制、公正なる会計慣行、刑事罰

(1) 計算規制の目的、手法と取締役の責任

商法の会計制度は、第1に、配当可能利益の算定の必要に向けられ、第2に、会社債権者等の利害関係人の意思決定の前提となる情報開示の必要にあるとされています。これに対し、証券取引法による会計制度は、投資者の投資意思決定に有用な情報の提供を目的としています。商法の会計規制と調整が図られてきました。

商法は、1962(昭和37)年改正によって、計算書類における資産評価について、決算日における解体を前提とした財産価値を表示する財産法的立場から、継続企業を前提に原価主義による損益計算を行う損益法的立場に移行したと言われていています。

護送船団方式といわれる金融行政の下では、金融機関の会計処理については、資産評価の手法について選択の幅を認める内容の通達が表示されることもありました⁽¹⁰⁾。

他方、法人税の課税は、税法に基づく会計制度によって課税所得の算定が行

(10) 大蔵省は、前記決算経理基準改正の後でさえ、1998年2月27日、有価証券の評価法について、従来、低価法によることとしていた規定を削除し、原価法を選択することを認める通達を発した(一審弁論要旨〈長銀最高裁無罪事件上巻907頁〉)。

われます。

商法、証券取引法、税法の会計制度はそれぞれ固有の目的をもっているものの、現実には、相互に密接に結びついており、トライアングル体制などと呼ばれていました。しかし、法人税の申告は、会社法の定める手続によって確定した損益計算書にもとづいて行われる（確定決算主義）ので、とりわけ法人税法が会計基準については主導的な立場に立っていたと言われます。

企業会計原則や確立した会計慣行が網羅的ではなかったことから、特に貸倒引当金の計算については詳細な規定が設けられており、その範囲でのみ損金算入が認められていることから実務上、多くの企業がその限度にしたがって金銭債権の償却引当を行っており、税法基準が大きな影響を有していました。

会社取締役としては、一般に法人税の過重な課税が予想される場合に、その納税によって当該決算期に生ずる影響あるいは無税適状になるまでの間の税額相当額の資金の運用機会の喪失による損益面のマイナスの影響を考慮せずにはおれません。例えば、住専処理に関し、日本興業銀行が閣議決定等で示された処理計画に従って住専に対する貸付債権を全額放棄した場合の会計処理について、国税当局の課税処分を裁判上、争った経緯も示しておりです⁽¹¹⁾。経営者が過重な税負担を回避することは、株主の利益保護の見地からも合理性のある態度というべきではないでしょうか。

刑事判決という資産査定通達等の内容の会計基準が慣行として定着するためには、税制上の整備が不可欠です（*2454頁）が、1998年3月期には税効果会計さえ用意されておらず、これが導入されたのは、実に、1999年3月期においてでありました。

その後の金融機関の不良債権処理の遅れは、「金融検査マニュアル」の明確化と厳格化だけでは、ことが進まないことを端的に示しています。金融庁は国税当局に対し、毎年のように不良債権の会計処理に関する税制改正要望を提出し促してきました。

法人税法は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする（同法22条4項）としており、少なくとも当時においては、商法の配当可能利益の規制の見地から、直ちに不公正であると評価されるとは考えられていませんでした（*2422頁）。

法律上は、後視的な観点から結果責任を問うのは、誤りであり、とりわけ、刑事事件では、過失責任を負う余地もなく、民事事件でも、少なくとも決算書

(11) 最高裁2004年12月24日判決（民集58巻9号2637頁）

作成当時、すでに取締役の地位を退任していた者については、善管注意義務違反の存否が問われるにすぎません。

(2) 銀行と関連ノンバンク

すでに述べたとおり、関連ノンバンクは長銀の経営上、極めて重要な機能を営んでおり、また将来においてその機能の発揮が強く期待されていました(*2422頁)。

関連ノンバンクに対する貸出金の性格はどのようなものでしょうか。その資産価値はどのように評価されるべきでしょうか。①長銀と関連ノンバンク(長信銀と長短金融分離システム、長銀の経営環境の変化と関連ノンバンクの必要性)、②各関連ノンバンクごとにその機能及び資金調達の特徴—高度な相互依存システム、③関連ノンバンクに対する支援の経過—i 都銀、長信銀及び信託銀行の不良債権処理〈不良債権処理の推移と環境《政府の経済対策、税制、保有株式の処分による益出しと障碍》)、ii 長銀の関連ノンバンクに対する支援(従来の支援と本決算期における支援)というように、具体的に説明し、当時としては、関連ノンバンクに対する債権を企業継続的な価値で評価することが違法であるなどは考えておらず、これを清算バランスで評価することは、実態にそぐわないことを述べ、長銀以外の、大手の金融機関においても、その当時まで行われてきた基準に従った資産評価が誤っているとは考えていなかった事実を明らかにしたつもりです。

刑事控訴審判決が「金融機関の共通の認識である」と認定したのは、全く証拠に基づかない独断であるといわざるを得ないと思います。

(3) 適正手続

最高裁の無罪判決の道を拓いたのは、東京地裁高裁の刑事部ではなく、民事(商事専門)部でありました。

民事部は、審理の過程で、争点が「会計慣行」にあることに着目し、金融界で現実にどのような計算規制に基づいて会計処理が行われていたか、もっともよく知る人物を尋問したいと述べ、証人の採用に積極的姿勢を示しました。その結果、早期は正措置検討会のメンバーであった当時の全銀協の会長行の岡田明重元会長をはじめとする証人の尋問が行われ、明瞭な証言が得られたのは、極めて貴重でした。詳しくは、尋問調書(長銀最高裁無罪事件下巻441頁)をご参照下さい。

民事部は、この証言などの証拠に基づいて、法令によらずに、急激に計算規制を変更するには、不意打ちを与えないという「適正手続」の原則に立ち、計算規制が唯一の慣行として法規範性を獲得するための要件を慎重に判断しまし

た。

この点、刑事控訴審判決が、有価証券虚偽報告罪にせよ、違法配当罪にせよ、法律上、その構成要件が一義的に規定されているとした上、虚偽性や利益配当の違法性の認定・判断は、「公正なる会計慣行」によって決せられることになるが、金融機関に身を置く通常人であれば、分かるはずだとして切り捨てたのとは、極めて対照的でありました。

貸出金の償却引当は、虚偽性や配当利益の存否と直結するにもかかわらず、その算定基準が法律等によって定められるべきか否かについて、刑事裁判官が適正手続の観点から疑問を感じなかったとすれば、極めて驚くべきことであると思います。

最高裁の判断枠組みは、結論として、大蔵省の銀行の業務運営に関する「基本事項通達」の一部である決算経理基準は、資産査定との基準となり得るとしても、当該年度の決算当時、強行法規とはいえないとの判断を示しています。

このように、通達が会計基準となり得るという場合には、それが刑事罰を予定した強行法規としての性格を有するに至ることを、強烈に意識すべきではないでしょうか。

会計規制が、民事罰にとどまらず、刑事罰を制裁として用意していることを深く認識すれば、公正なる会計慣行の法的性格について、さらに検討されるべき点が残されているように思います⁽¹²⁾。

(4) なぜ、最高裁で無罪判決を得られたか

会社の計算規制と取締役に対する責任について、「公正なる会計慣行」に関する最高裁判決がどのようにして生まれたか、その過程を弁護人の立場から報告しました。

判決は、従来、行われていた税法基準の考え方による決算処理を違法とはいえないとして無罪としたものです。税法基準によることは、大蔵省の銀行法に基づく「基本事項通達」のなかで定めた決算経理基準において定められていたのであり、この基準に基づいて多年、銀行が会計処理を行ってきたことを考えると、この間に法令の改正がない以上、取締役の民事・刑事の責任を否定する結論は、驚くには当たらないかもしれません。

しかし、この結論に到達するまでに、9年間という年月を要しました。政治

(12) 片木晴彦「公正妥当と認められる会計慣行および会計基準」(注27)(旬刊商事法務1974号18頁)は、現行会社法の会計規範の体系の下で、会計基準が刑事罰の根拠となり得るかについては改めて検討が必要かもしれないとしている。

サイドからの刑事事件化への要請を受け、「国策捜査」が進められ、新聞・テレビ等のマスコミ報道は長銀の「不良債権飛ばし」などを大々的に取り上げ旧経営陣の責任を追及するキャンペーン報道を繰り返しました⁽¹³⁾。このメディア・リテラシーに負けずに、よく持ちこたえたものだと思います。

大蔵省が1998年4月1日から「早期是正措置」を導入するのに先立って、1997年3月5日、資産査定通達を発し、1997年7月31日、「基本事項等通達」を改正して決算経理基準を「資産の評価は、自己査定結果を踏まえ、商法、企業会計原則等及び下記に定める償却及び引当金の計上基準に従って実施するものとする」などとした⁽¹⁴⁾ことを実質的な拠り所として、訴追側は、破たん金融機関の経営陣の責任を追及したのです。

もっとも、検察官は、通達が会計基準であることは強調せず、商法上、不良債権の償却引当不足は明らかであると論じました。

これに対し、個々の裁判官の事案の真相に立ち向かう姿勢は、多様性を見せました。起訴後、保釈が許可されたこと、刑事一審裁判所が弁護側請求の証人尋問及び被告人質問の機会を寛大に与えたこと、公判中の時間の経過によって他行の不良債権処理の推移、金融検査と自己査定の乖離の事実など真相が暴露されたことなども重要です⁽¹⁵⁾。

しかし、この事件は、もし民事事件がなかったら、おそらく刑事の有罪判決を最高裁で見直させることは、難しかったであろうと思われます。民事事件があったので、刑事の被告人は孤立を免れ、民事事件の被告である他の取締役の証言を引き出すこともできました。

長銀事件は、金融法の分野における事件ですが、問題は、多くの分野にわたり、さらに検討されるべき課題を残しています。

弁護人としては、最終的には、法と裁判官個人の良心によってのみ動くというユートピアの機能をもつのが裁判であり司法であるという、裁判に対する社会の期待⁽¹⁶⁾に応える結果を残したことを喜び、分かち合いたいと願っています。

(13) 倉科直文「長銀事件追及に向けた捜査の経過」(長銀最高裁無罪事件上巻35頁以下)

(14) 「基本事項等通達」の一部改正(一審弁181)(長銀最高裁無罪事件下巻936頁)

(15) 本件決算以後の状況として、決算経理基準の廃止、金融検査マニュアルによる資産査定通達の見直し、商法改正につき、控訴趣意(長銀最高裁無罪事件下巻148頁)、本件決算期の翌年に他行が多額の不良債権処理をしていること、近年のりそなグループの不良債権処理につき、上告趣意(*2437頁以下)を参照されたい。

(16) 大野正男「社会のなかの裁判」(有斐閣、1998年)291頁

本稿は、2013年3月6日の金融法研究会における報告をもとに、質疑等を踏まえ、加筆したものです。